

虐待防止・対応マニュアル

放課後等デイサービス

キッズスタジオ オリーブの木

1. 虐待とは

子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

児童虐待の定義(児童虐待防止法より引用)

- | | | |
|-----|--------------|---|
| I | <u>身体的虐待</u> | 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。 |
| II | <u>ネグレクト</u> | 子どもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やけがの治療を受けさせない、乳児が泣いていても無視するなどの行為のこと。 |
| III | <u>心理的虐待</u> | 児童に対し、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つけること。 |
| IV | <u>性的虐待</u> | 児童にわいせつな行為すること、またはさせること。 |

2. 虐待における施設としての役割

児童虐待防止法第5条には、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

①虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。
- ・専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う。
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める。
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する。

②虐待の早期発見

- ・心身ともに、子どもの様子・変化を見逃さないようにする。

- ・家庭との連携を行う。
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を定期的に行う。

③虐待が発生している家庭への援助

- ・施設責任者を含む職員一同チームで対応する。
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ・気持ちや思いを十分に受け止め、愛されているという実感を持てるように関わる。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先に考え、関わりや見守りの中でかすかな変化に気が付き、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・子育ての不安や悩みには、共に考え気づきを援助する。
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく。

3. 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列に記録する。

◎子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none"> ・不自然な傷(あざ・やけど)がよく見られる ・治療していない傷がある ・身長や体重の発達が著しくよくない ・身体が非常に汚れている
表情	<ul style="list-style-type: none"> ・人の顔色をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる ・怯えた泣きかたをする ・保護者と離れると安心した表情になる
行動	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつや昼食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる ・警戒心が強い ・小動物をいじめる ・年齢不相応な性的な言動がみられる

他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来てても喜ばず、帰りたがらないことが多い ・保護者の前では従順になる ・職員を試したり、独占したがる、異常に甘える ・職員や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である ・職員や子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服がいつも不潔である ・理由なく長期間欠席している

◎保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が拒否的である ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている ・子どもに対して冷淡・または無関心である ・子どもに能力以上のことを要求する ・食事を与えない ・子どものケガなどに対する説明や欠席の説明が不自然である
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に交流がなく孤立している ・夫婦間の暴力が認められる ・経済的に不安定である ・生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が硬い ・ひどく疲れている ・精神状態が不安定である ・連絡が取りづらい

4. 関係機関との連携のながれ

- ①虐待に気づいた人には、市町村へ通報の義務がある。施設としての早期の対応や支援が、虐待されている児童だけでなく、虐待している職員や保護者が抱える問題の解決に繋がるため、虐待の疑いがある時点で関係機関へ通報する。
- ②関係機関に電話連絡し、対応について協議する。(虐待でないことを確認できるまでは虐待事案として対応する)
- ③情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体でチームとなって対応していく。

5. 関係機関連絡先一覧

【呉市】

呉市障害者虐待防止センター

電話番号：(0823) 25-3107 (24時間受け付けています)

児童相談所全国共通ダイヤル

電話番号：189 (いちはやく) (24時間対応 最寄りの児童相談所へ繋がります)